

中央大学学員会会則

(名称)

第1条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員及び準会員)

第4条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員とする。会員は、一定の会費を納入するものとする。

2 4年次以上の学部の上級学生を準会員とし、学員会の会員に準じる資格（学員会の意思決定への参画資格及び学員会役員の選任・被選任資格を有しない資格）を付与する。

- 一 準会員は、会費を大学に預託する。
- 二 準会員は、卒業の翌月から会員となる。

(本部及び支部)

第5条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台3丁目11番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 10人以上20人以内
- 三 常任幹事 25人以上30人以内
- 四 幹事 100人以上150人以内
- 五 会計監事 4人又は5人
- 六 協議員 800人以上1000人以内

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員の地位につき、第1項に定める数の制限を受けない。

(役員の選任)

第7条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会に

おいて選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は補充によつて選任された役員の任期は、現任役員の残任期間とする。

(役員の職務権限)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長1人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第11条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(最高顧問)

第12条 本会に最高顧問を置くことができる。

2 最高顧問は、顧問、参与及び本会並びに大学に特に功績があつたと認められる者のうちから、会長・副会長会議において、これを決定する。

3 最高顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 最高顧問は、特別の事情があるときを除き終身在任する。

5 最高顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

- 4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。
- 5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第14条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、特に本会の発展に功労があつたと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べるができる。
- 4 参与の就任年齢は60歳以上とし、任期は6年とする。ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。
- 5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総会)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。
- 4 総会の招集は、開催日の2週間前までに學員に周知させる方法により行う。
- 5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。
- 6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第16条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

- 2 定時協議員会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。
- 3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。
- 4 協議員100人以上が、連署をもつて会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。
- 5 前三項の招集は、開催日の2週間前までに通知を行う。
- 6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。
- 7 協議員会は、次の事項を審議する。
 - 一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任
 - 二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認
 - 三 会則の改正、規程の制定及び改廃
 - 四 名誉会長及び顧問の推戴
 - 五 その他本会の重要な事項
- 8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第17条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第3条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第18条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会は、会長が議長となり、學員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第19条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第20条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第21条 第3条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第22条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(学校法人中央大学商議員候補者の選出)

第23条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学商議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第24条 本会の経費は、会費収入、支援金収入、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもつてまかなう。

(会費の納入及び預託)

第25条 會員の会費は3万円とする。ただし、準會員が預託する場合は2万円とする。

- 2 会費の納入及び預託については、別に定める中央大学學員会会費納入規程による。

(寄附金)

第26条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計処理)

第28条 本会の会計処理については、別に定める中央大学學員会経理規程による。

(本部事務局)

第29条 本会に中央大学学会本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第6条第1項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第30条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたとき（昭和52年5月12日）から効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和54年3月末日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和54年5月末日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第10条第3項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第19条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第15条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第19条の規定にかかわらず、1万5千円とする。ただし、昭和52年12月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和52年度の会計年度)

8 昭和52年度の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、昭和52年4月1日から同年12月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和53年3月16日から施行する。

(経過規定)

2 第16条の規定は、財団法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧第16条の定めるところによる。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたとき（昭和58年3月11日）から効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月31日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年6月30日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第11条第3項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和58年3月31日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第20条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第19条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第20条の規定にかかわらず、2万円とする。ただし、昭和58年12月31日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和58年度の会計年度)

8 昭和58年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、昭和58年1月1日から昭和59年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成2年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第13条第4項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成11年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 学校法人中央大学商議員会の設置に伴い、商議員を推薦するため第22条を設置し、従来の会則第22条以下を1条ずつ繰り下げる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成13年10月6日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の二・三・四号及び六号を増員する。

附 則

この会則は、平成15年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月12日から施行する。

中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15, 平28・11・23, 平30・5・16, 令元・5・31)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

- 一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法学を教授している講師以上の者。
- 二 準会員 中央大学の学員であって、司法修習生・司法試験合格者又は外国の法曹で本会の目的に賛同して書面により入会の申込みをした者。

2 前項第1号にかかわらず、中央大学又は中央大学大学院に在学したことのある法曹のうちから幹事会において承認された者は正会員とする。

第4条の2 会員は、会長に届け出て、退会することができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決によりこれを退会させることができる。

- 一 法曹の品位を失うべき非行があったとき
- 二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長10名以内
- 三 常任幹事100名以内
- 四 幹事2000名以内
- 五 会計監事3名以内

第6条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

第7条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、

前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問を置く。

2 顧問は、会長経験者等の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の管理運営につき会長の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第9条 会長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年5月中旬に会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 会長は、100名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1名により行う。

5 議長は、会長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は、会長、副会長、常任幹事及び幹事をもって組織し、年2回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長は、幹事15名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事をもって組織し、年4回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、会長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、会長、副会長、支部長をもって組織し、年1回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 会長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、会長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15

日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

附 則

第4条、第5条第2号、第6条2項及び第8条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

1 第4条第2項、第4条の2第1項、第5条第1号及び第2号、第6条、第8条、第9条第1項及び第2項、第10条第1項から第3項まで及び第5項、第11条、第12条、第17条並びに第18条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

2 第8条第2項の改正規定の施行前に、幹事長の経験者であった者は、同項の会長経験者とみなす。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、会長に預託しなければならない。

2 前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等会長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、次の区分に従い、各別にその員数を選出するものとする。

- 一 東京弁護士会ブロック 500名以内
- 二 第一東京弁護士会ブロック 250名以内
- 三 第二東京弁護士会ブロック 250名以内
- 四 都内各裁判所ブロック 40名以内
- 五 都内各検察庁ブロック 40名以内
- 六 公証人ブロック 20名以内
- 七 支部(分会を含む。)ブロック 400名以内
- 八 その他の正会員または準会員 20名以内

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは

幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条一乃至三の改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局（以下「事務局」という。）に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、会長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 会長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第2条、第3条第1項及び第4条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

（趣旨）

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則（以下「本会会則」という）第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

（会費）

第2条 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。但、入会後1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

2 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

3 役員（本会会則第5条記載の者）は、年額金10,000円を負担する。但、入会後10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

（納入の時期・方法）

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、会長の定めると

ころによる。

（改正）

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

（趣旨）

第1条 この規程は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

（支部の設置）

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

（会員）

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する次の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、当然、本会に入会したこととする。

- 一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者
- 二 準会員 中央大学の学員であって、司法修習生・司法試験合格者又は外国の法曹で本会の目的に賛同して書面により入会の申込みをした者。

（支部長）

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき会長が委嘱する。

2 支部長は、会長にその支部の役員の氏名を届ける。

（会費）

第5条 支部の会費は、会費規則第2条第2項に基づき支部において定める。

2 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、会長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

3 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、会長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

（会則等の準用）

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

附 則

第3条及び第5条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第4条及び第5条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規

(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その栄誉を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新たな発展に関する寄与を促すことを目的とする。

一 中央大学在学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号。以下「新法」という。)附則第7条第1項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)に合格した者

二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」という。)又は旧司法試験に合格した者

三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学会会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附 則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)は、一世紀

を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学(以下「大学」という。)が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、会長、副会長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 会長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副会長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表することが出来る。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第6条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 会長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副会長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

第2条、第3条第2項、第4条、第6条第2項及び第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院(以下「本大学院」という。)は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度(以下「奨学金制度」という。)を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程(以下「奨学金規程」という。)第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金(以下「基金」という。)を設定する。

(基金の使途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金(以下「本奨学金」という。)は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科(以下「法務研究科」という。)に在籍する学生に

対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者(以下「本奨学生」という。)の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会(以下「奨学委員会」)の議を経て、法務研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推薦する。

- 一 成績が優秀であること
- 二 将来法曹として活躍が期待できること

2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届けなければならない。

- 一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更があったとき
- 二 休学又は退学したとき
- 三 停学又は退学の処分を受けたとき

(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する(以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。)

- 一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学し

たとき

二 退学したとき

三 停学又は退学の処分を受けたとき

四 除籍となったとき

五 最終学年にある学生にあつては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかったとき

六 前条第2項による辞退願が受理されたとき七その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。

3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。

4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があったときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。5本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほか、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則(以下「細則」という。)第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者(以下「応募者」という。)につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第1条 本会に、人事委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

一 東京弁護士会ブロック 6名以内

二 第一東京弁護士会ブロック 3名以内

三 第二東京弁護士会ブロック 3名以内

四 裁判所、検察庁、公証人ブロック 3名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員長1名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員で互選する。

3 委員長は、会議を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第6条 本委員会は、第2条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(会長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて会長、副会長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

附 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第2条、第5条及び第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、法職教育検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 中央大学法曹会推薦の中央大学法職講座運営委員会委員 2名以内
- 二 中央大学法曹会推薦の中央大学司法特設講座担当講師 6名以内
- 三 東京弁護士会ブロック 8名以内
- 四 第一東京弁護士会ブロック 4名以内
- 五 第二東京弁護士会ブロック 4名以内
- 六 裁判所、検察庁、公証人ブロック 4名以内

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第1号及び第2号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附 則

この規定は、平成6年12月9日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第5条第1項の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第1条 本会に、大学問題委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問により、中央大学法曹会会則第3条第1号に定める事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 中央大学法曹会選出の学校法人中央大学評議員 若干名
- 二 東京弁護士会ブロック 24名以内
- 三 第一東京弁護士会ブロック 11名以内
- 四 第二東京弁護士会ブロック 11名以内
- 五 裁判所、検察庁、公証人ブロック 4名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委員会)

第6条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、10名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第7条 本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局

担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

附 則

この規則は、平成6年3月23日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、会則検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、10人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選出する。委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

附 則

本規則は、平成6年3月23日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第1条 本会に、広報委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、15名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第6条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

附 則

本規則は、平成12年5月12日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第4条の定めにかかわらず、平成13年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学員

と連携して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

一 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

- 二 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 三 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 東京弁護士会ブロック 30名以内
- 二 第一東京弁護士会ブロック 16名以内
- 三 第二東京弁護士会ブロック 16名以内
- 四 裁判所、検察庁、公証人ブロック 12名以内
- 五 支部(分会を含む。)ブロック 20名以内
- 六 本会会長が指名する者 6名以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき

はその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

附 則

第3条及び第4条第2項の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第4条第2項及び第5条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

(設置)

第1条 本会に、機構改革実行特別委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は20名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、必要に応じ委員長代行1名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第6条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(会長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて会長、副会長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

本規則は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

第1条 正副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第2条 委員長は事務局を設置することができる。事務局員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 期別責任者は2年毎に見直すものとする。

第4条 委員長は、随時委員会を招集する。委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第5条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはか

らなければならない。同会合の結果、募金の推進の結果について事務局長にすみやかに文書を以って報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第1条、第2条及び第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会交流委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、中央大学の関係諸団体と交流を図り、団体相互の親睦を深めるとともに、本会の会員の研鑽、業務拡充にとって有益な企画をし、実行することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

この改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

中央大学法曹会若手会員活動委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に若手会員活動委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、若手会員にとって有益な企画をし、その実行に取り組み、もって若手会員の活動及び本会の組織の充実を図ることを目的とする。

(若手会員)

第3条 若手会員とは、本会の会員のうち毎年4月1日時点において司法修習終了後15年以内の法曹をいう。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第7条 委員会の運営に関しこの規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。